

雇児母発0329第3号
平成28年3月29日

公益社団法人 日本助産師会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

新生児聴覚検査の実施について（協力依頼）

母子保健事業の推進については、かねてより特段のご配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

今般、新生児聴覚検査の実施状況等について調査結果をとりまとめるとともに、「新生児聴覚検査の実施について」（平成19年1月29日雇児母発第0129002号本職通知）の一部改正について、別紙1及び別紙2のとおり、各都道府県、政令市及び特別区母子保健主管部（局）長あて通知いたしました。

貴職におかれましても、今回の調査結果について貴会会員にご周知いただくとともに、新生児聴覚検査の円滑な実施を図るため、検査体制の整備や検査機関との連携体制の確保、地域における新生児聴覚検査に関する協議会への参加等について、ご協力いただきますようお願いいたします。

雇児母発 0329 第 1 号
平成 28 年 3 月 29 日

都道府県
各 政 令 市 母子保健主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）

新生児聴覚検査の実施状況等について

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。

今般、平成 26 年度における各市区町村における新生児聴覚検査の実施状況等について調査を行ったところ、別添のとおり、その取組状況は十分とは言えない結果となった。

この調査結果も踏まえ、都道府県におかれては、管内市町村に対し、新生児聴覚検査に係る取組の一層の充実が図られるよう、周知徹底をお願いする。

なお、新生児聴覚検査事業については、「新生児聴覚検査の実施について」（平成 19 年 1 月 29 日雇児母発第 0129002 号本職通知）によりお示ししているとおり、平成 19 年度の地方財政措置において所要の財源が確保され、市区町村に対し地方交付税措置がなされたことにより積極的な取組が可能となっていることを申し添える。

(別添)

○新生児聴覚検査の実施状況等について

(平成 26 年度における 1,741 市区町村の状況)

1. 新生児聴覚検査の結果の把握状況 (詳細は別紙のとおり)

把握している 1,133 市区町村 (65.1%)

把握していない 608 市区町村 (34.9%)

(注) 「把握している」は、母子健康手帳において新生児聴覚検査に係る記載内容の確認を行っている場合等を含む。

(1) 初回検査 (505 市区町村)

検査実施状況					検査結果								
出生児数(人)	検査人数(人)			実施率	パス(人)			リファー(人)			リファー率(%)		
	AABR	OAE	検査方法不明		AABR	OAE	検査方法不明	AABR	OAE	検査方法不明	AABR	OAE	検査方法不明
165,649	104,191	11,088	15,441	78.9%	95,164	10,212	10,367	1,020	237	91	1.1%	2.3%	0.9%

(2) 確認検査 (173 市区町村)

検査実施状況					検査結果								
対象者数(人)	受診者数(人)			実施率	パス(人)			リファー(人)			リファー率(%)		
	AABR	OAE	検査方法不明		AABR	OAE	検査方法不明	AABR	OAE	検査方法不明	AABR	OAE	検査方法不明
949	736	138	33	95.6%	455	86	13	259	59	23	36.3%	40.7%	63.9%

(3) 再検査 (87 市区町村)

検査実施状況					検査結果								
対象者数(人)	受診者数(人)			実施率	パス(人)			リファー(人)			リファー率(%)		
	AABR	ABR	検査方法不明		AABR	ABR	検査方法不明	AABR	ABR	検査方法不明	AABR	ABR	検査方法不明
264	202	26	22	94.7%	98	15	12	100	11	15	50.5%	42.3%	55.6%

(4) 精密検査 (140 市区町村)

検査実施状況			検査結果			
対象者数 (人)	受診者数 (人)	実施率 (%)	一側性 難聴 (人)	両側難 聴 (人)	正常 (人)	評価不 能 (人)
443	406	91.6%	119	76	115	68

※ (1) ~ (4) は、調査項目の全てを把握している市区町村について集計。

2. 新生児聴覚検査を受けられなかった児に対する対策の有無（詳細は別紙のとおり）

新生児聴覚検査の結果を把握している1,133市区町村のうち、

対策あり	134市区町村 (11.8%)
対策なし	999市区町村 (88.2%)

【対策の具体例】

- ・ 新生児訪問等の際に新生児聴覚検査実施の有無を母親から聞き取るとともに、母子健康手帳で確認している。未実施の場合は新生児聴覚検査を実施している医療機関の紹介や、受診方法等の説明を行っている。
- ・ 母子健康手帳交付時や、ホームページ等で新生児聴覚検査の必要性について周知するとともに、検査費用の助成を行うこと等により、新生児聴覚検査の外来検査受診についても推奨している。

3. 市区町村による公費負担の状況（詳細は別紙のとおり）

(1) 初回検査（109市区町村）

公費負担割合			公費負担の対象となる検査方法	
全額公費負担	一部公費負担	上限額の範囲 内で負担	AABR	OAE
17	55	48	109	55

【公費負担額別の市区町村の分布状況】

	<市区町村数>
① 5,000円以上	12 (11.0%)
② 4,000円以上5,000円未満	1 (0.9%)
③ 3,000円以上4,000円未満	29 (26.6%)
④ 2,000円以上3,000円未満	33 (30.3%)
⑤ 1,000円以上2,000円未満	21 (19.3%)
⑥ 1,000円未満	1 (0.9%)

- ⑦ 医療機関提示額の全額負担など、
公費負担上限額が明示されていない 12 (11.0%)

(2) 確認検査 (63市区町村)

(市区町村数)

公費負担割合			公費負担の対象となる検査方法	
全額公費負担	一部公費負担	上限額の範囲 内で負担	AABR	OAE
9	41	18	63	27

【公費負担額別の市区町村の分布状況】

<市区町村数>

- ① 5,000円以上 6 (9.5%)
 ② 4,000円以上5,000円未満 0 (0.0%)
 ③ 3,000円以上4,000円未満 12 (19.0%)
 ④ 2,000円以上3,000円未満 25 (39.7%)
 ⑤ 1,000円以上2,000円未満 16 (25.4%)
 ⑥ 1,000円未満 1 (1.6%)
 ⑦ 医療機関提示額の全額負担など、
公費負担上限額が明示されていない 3 (4.8%)

(3) 再検査 (5市区町村)

(市区町村数)

公費負担割合			公費負担の対象となる検査方法	
全額公費負担	一部公費負担	上限額の範囲 内で負担	AABR	OAE
2	2	2	5	4

【公費負担額別の市区町村の分布状況】

<市区町村数>

- ① 5,000円以上 1 (20.0%)
 ② 4,000円以上5,000円未満 0 (0.0%)
 ③ 3,000円以上4,000円未満 0 (0.0%)
 ④ 2,000円以上3,000円未満 1 (20.0%)
 ⑤ 1,000円以上2,000円未満 1 (20.0%)
 ⑥ 1,000円未満 1 (20.0%)
 ⑦ 医療機関提示額の全額負担など、
公費負担上限額が明示されていない 1 (20.0%)

※ (1) ~ (3) は、調査項目の全てを把握している市区町村について集計。

新生児聴覚検査に係る検査結果の把握状況等について（平成26年度）

都道府県名	市区町村数 (A)	検査結果を把握		公費負担を実施 (初回検査)		検査を受けられな かった児に対する対 策実施	
		市町村数 (B)	割合 (B)/(A)	市町村数 (C)	割合 (C)/(A)	市町村数 (D)	割合 (D)/(B)
北海道	179	98	54.7%	0	0.0%	6	6.1%
青森県	40	40	100.0%	0	0.0%	1	2.5%
岩手県	33	7	21.2%	0	0.0%	0	0.0%
宮城県	35	19	54.3%	0	0.0%	0	0.0%
秋田県	25	13	52.0%	0	0.0%	0	0.0%
山形県	35	19	54.3%	0	0.0%	1	5.3%
福島県	59	46	78.0%	0	0.0%	8	17.4%
茨城県	44	36	81.8%	0	0.0%	2	5.6%
栃木県	25	20	80.0%	0	0.0%	0	0.0%
群馬県	35	24	68.6%	0	0.0%	0	0.0%
埼玉県	63	40	63.5%	0	0.0%	1	2.5%
千葉県	54	18	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
東京都	62	30	48.4%	2	6.7%	4	13.3%
神奈川県	33	21	63.6%	0	0.0%	1	4.8%
新潟県	30	26	86.7%	0	0.0%	5	19.2%
富山県	15	14	93.3%	0	0.0%	3	21.4%
石川県	19	19	100.0%	0	0.0%	2	10.5%
福井県	17	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
山梨県	27	26	96.3%	0	0.0%	3	11.5%
長野県	77	53	68.8%	2	3.8%	7	13.2%
岐阜県	42	42	100.0%	35	83.3%	23	54.8%
静岡県	35	35	100.0%	0	0.0%	18	51.4%
愛知県	54	27	50.0%	0	0.0%	1	3.7%
三重県	29	23	79.3%	0	0.0%	0	0.0%
計	1741	1133	65.1%	109	6.3%	134	11.8%

都道府県名	市区町村数 (A)	検査結果を把握		公費負担を実施 (初回検査)		検査を受けられな かった児に対する対 策実施	
		市町村数 (B)	割合 (B)/(A)	市町村数 (C)	割合 (C)/(A)	市町村数 (D)	割合 (D)/(B)
滋賀県	19	13	68.4%	0	0.0%	0	0.0%
京都府	26	15	57.7%	0	0.0%	2	13.3%
大阪府	43	23	53.5%	1	4.3%	2	8.7%
兵庫県	41	20	48.8%	1	5.0%	2	10.0%
奈良県	39	26	66.7%	0	0.0%	1	3.8%
和歌山県	30	30	100.0%	0	0.0%	2	6.7%
鳥取県	19	15	78.9%	0	0.0%	1	6.7%
島根県	19	18	94.7%	6	33.3%	4	22.2%
岡山県	27	27	100.0%	27	100.0%	22	81.5%
広島県	23	22	95.7%	11	50.0%	3	13.6%
山口県	19	19	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
徳島県	24	15	62.5%	1	6.7%	0	0.0%
香川県	17	7	41.2%	0	0.0%	0	0.0%
愛媛県	20	14	70.0%	1	7.1%	0	0.0%
高知県	34	16	47.1%	0	0.0%	0	0.0%
福岡県	60	30	50.0%	1	3.3%	1	3.3%
佐賀県	20	16	80.0%	0	0.0%	0	0.0%
長崎県	21	21	100.0%	21	100.0%	2	9.5%
熊本県	45	40	88.9%	0	0.0%	0	0.0%
大分県	18	10	55.6%	0	0.0%	1	10.0%
宮崎県	26	21	80.8%	0	0.0%	4	19.0%
鹿児島県	43	10	23.3%	0	0.0%	0	0.0%
沖縄県	41	9	22.0%	0	0.0%	1	11.1%
計	1741	1133	65.1%	109	6.3%	134	11.8%

【別紙2】

雇児母発 0329 第2号
平成 28年 3月 29日

都道府県
各 政 令 市 母子保健主管部(局)長 殿
特 別 区

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正について

新生児聴覚検査については、「新生児聴覚検査の実施について」（平成 19年 1月 29日雇児母発第 0129002号本職通知）により行われているところであるが、今般、当該通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

については、本通知の内容を御了知の上、管内市町村及び関係団体等に対する周知につき御配意願いたい。

【別紙】 新旧対照表

新	旧
<p>都道府県 政令市 特別区 各</p> <p>母子保健主管部（局）長 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長</p> <p>新生児聴覚検査の実施について</p> <p>聴覚障害は、<u>早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。</u> <u>このため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれは、下記に御留意の上、新生児聴覚検査の実施に積極的に取り組まれるようお願いする。</u> <u>都道府県におかれは、本通知の内容を御了知の上、新生児聴覚検査の意義等に係る管内広域にわたる周知啓発や、療育機関や医療機関等の関係機関との連携体制づくり等について、積極的な取組と管内市町村への指導を行っていただくようお願いする。また、医療機関に対する周知啓発に当たっては、別添1及び別添2の資料を参考とされたい。</u> <u>なお、新生児聴覚検査事業については、平成18年度をもって国庫補助を廃止し、平成19年度の地方財政措置において、「少子化対策に関する地方単独措置」として総額において大幅な拡充がなされることにより、所要の財源が確保され、市町村に対して地方交付税措置されたことを申し添える。</u></p> <p>(削除)</p> <p>記</p>	<p>都道府県 政令市 特別区 各</p> <p>母子保健主管部（局）長 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長</p> <p>新生児聴覚検査の実施について</p> <p>都道府県及び指定都市が行う新生児聴覚検査事業については、平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、母子保健医療対策等総合支援事業（統合補助金）のメニュー事業として国庫補助を実施しているところであるが、平成18年度をもって廃止することとしているので、遺漏なきよう取り計らわれない。 <u>なお、この事業の意義と重要性は従前のおりであるので、今後とも下記に留意のうえ積極的な事業実施に取り組まれるようお願いする。</u></p> <p>1 国庫補助廃止の考え方等について 指定都市に対する国庫補助については、平成19年度に一般財源化されるものであること。所要の財源については、平成19年度の地方財政措置において、「少</p> <p>記</p>

雇児発第0129002号
平成19年1月29日

[改正経過] 平成28年3月29日 雇児発0329第2号

雇児発第0129002号
平成19年1月29日

1 新生児聴覚検査の実施について

- (1) 市町村は、聴覚検査方法の開発の進展や新生児期に聴覚能力を判定できる検査機器の普及等により、大半の医療機関において聴覚能力をスクリーニングできる体制が整備されている状況を踏まえ、管内の全ての新生児に対し新生児聴覚検査が実施されるよう、次の取組を行うよう努めること。
 - ① 新生児の訪問指導等の際に、母子健康手帳を活用し、以下を行うこと。
 - ア 新生児聴覚検査の受診状況を確認し、保護者等に対し検査の受診勧奨を行うこと。
 - イ 新生児聴覚検査の受診結果を確認し、要支援児とその保護者に対する適切な指導援助を行うこと。
 - ② 新生児聴覚検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図ること。
- (2) 市町村は、(1)の取組を行うに当たって、検査により把握された要支援児に対する療育が遅滞なく実施されるよう、別添2の新生児聴覚検査の流れを参考とすること。

(削除) ※別添1を参照

子化対策に関する地方単独措置」として総額において大幅な拡充がなされることにより、確保されること。また、指定都市を除く市町村についても地方交付税措置されるため、積極的な取組が可能となること。

なお、都道府県に対する補助については、一般財源化の対象とされていないこと。ただし、新生児聴覚検査の意義等に係る保護者への周知啓発や、検査により把握された要支援児とその保護者に対する援助に係る連携体制づくり等を目的として実施する先駆的モデル事業については、母子保健強化推進特別事業（母子保健医療対策等総合支援事業（統合補助金）のメニュー事業）の補助対象となる場合があるので協議されたいこと（個別の検査費用の公費負担については補助対象とはしないものであること）。

2 新生児聴覚検査の推進について

都道府県及び市町村は、次に留意し、より多くの医療機関において新生児聴覚検査が実施されるよう推進を図るとともに、検査により把握された要支援児とその保護者に対し、適切な指導援助や、関係機関との必要な連携を図られるよう、十分な体制整備に努めること。

(1) 検査機関

新生児聴覚検査を行う医療機関（以下「検査機関」という。）においては、次の事項に留意するよう理解を求めること。

ア 検査体制

- ① 検査機関においては、検査に必要な検査機器が整備され、かつ、検査担当者が配置されているなど、適切な検査体制が整えられていることが望ましいこと。
- ② 検査機関は検査の実施にあたり、保護者に対し、検査の目的、検査内容・方法についてわかりやすく説明し、誤解や過剰な不安感を与えないよう適切な助言・指導に努めること。

③ 検査機関は、検査の結果、異常又は異常の疑いがあると認められたケースについては、保護者に十分な説明を行うとともに、保護者等の同意を得て保健所、児童相談所等の関係機関や関係市区町村へ通知し、当該乳児やその保護者に対する指導・助言を行うなど、きめ細かい対応に努めること。

④ 精密検査において異常があると認められたケースについては、当該乳児に対し適切な療育を提供できる施設・機関等において、直ちに療育を開始できるように努めること。

イ 検査時期等

① 産後おおむね3日以内に行われる初回の検査において、異常又は異常の疑いがあると認められた場合には、おおむね1週間以内に確認検査を行うこと。

② 初回の検査及び確認検査の検査方法が耳音響放射検査(OAE)のみであり、かつ、検査の結果、異常又は異常の疑いがあると認められたケースについては、偽陽性率(正常者を異常と判断した率)を低くする等の観点から、精密検査を実施する前に、自動聴性脳幹反応検査(AABR)又は聴性脳幹反応検査(ABR)による再検査を行うことが望ましいこと。

このため、検査機関においてこれらの検査方法を実施できない場合には、実施できる他の検査機関との協力、連携が確保されていることが望ましいこと。

(2) 関係機関の連携等

本検査に当たっては、検査精度の維持向上を図ること、検査により把握された要支援児が療育へと滞りなく円滑に引き継がれること及びその保護者への多面的な支援が重要であることから、都道府県・市区町村、関係医師会(産婦人科、小児科、耳鼻科等)、医療機関、保健所、児童相談所、教育機関、難聴児に対する療育を行う機関・施設等から構成される協議会を開催するなどにより、関係機関・団体等との連携を図ること。

なお、検査結果等の個人情報保護には十分留意すること。

(3) 周知啓発

都道府県及び市区町村は、周知啓発に当たり次に留意すること。

- ① 本検査の目的や検査方法等について、保護者又は関係者等に対して、あらゆる機会を通じて周知徹底を図ること。
- ② 市区町村が実施する妊産婦健康診査や出産前の面(母)親学級などの母子保健事業等の場の活用などにより、住民に対する普及啓発を行うこと。

(削除) ※「3」を参照

2 周知啓発

市町村は、周知啓発に当たり次に留意すること。

- (1) 新生児聴覚検査の目的や検査方法等について、保護者又は関係者等に対して、あらゆる機会を通じて周知徹底を図ること。
- (2) 母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、出産前の面(母)親学級等の機会を活用し、住民に対し新生児聴覚検査についての普及啓発を行うこと。

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>3 関係機関の連携等</p> <p>(1) 検査により把握された要支援児及びその保護者に対する多面的な支援が円滑に行われるよう、行政機関、療育機関、医療機関、教育機関、地域の医師会、患者会等の関係機関・関係団体から構成される協議会を開催する等により、都道府県単位で連携体制を構築することが望ましいこと。</p> <p>(2) (1)の連携体制のもとで、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施できるよう、手引書等を作成することが望ましいこと。</p> <p>(3) 検査結果等の個人情報保護には十分留意すること。</p>	<p>③ 関係医療機関に対して本事業の周知を図ること。</p> <p>(4) その他</p> <p>本事業の実施に当たっては、厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）「新生児聴覚スクリーニングの効率的実施および早期支援とその評価に関する研究」（主任研究者：三科潤東京女子医科大学助教授）等の研究成果を適宜参考とすること。</p>

【別添1】

医療機関における新生児聴覚検査に関する留意事項

1 検査体制の整備

- (1) 分娩取扱機関においては、必要な検査機器の整備及び検査担当者の配置、又は、検査を実施する医療機関との連携体制の構築により、出生児に対し新生児聴覚検査を早期に実施できる体制を整えること。
- (2) 精密検査を実施する医療機関は、精密検査の結果、異常があると認められた児に対する療育が早期に開始されるよう、療育機関との連携体制の構築を図ること。

2 検査機関における対応

- (1) 新生児聴覚検査を実施する機関（以下「検査機関」という。）は、検査の実施に当たり、保護者に誤解や過剰な不安感を与えないよう、保護者に対し、検査の目的・内容・方法についてわかりやすく説明するよう努めること。
- (2) 検査機関は、検査の結果、リファア（要再検）のケースについては、保護者に対し十分な説明を行うよう努めること。
- (3) 検査機関は、保護者に説明し同意を得た上で、母子健康手帳に検査結果を記録すること若しくは検査結果の写しを添付すること、又は、検査結果の写しを保護者に渡すことに努めること。

3 検査時期

- (1) 分娩取扱機関において新生児聴覚検査を実施する場合は、おおむね生後3日以内に行う初回検査の結果、リファア（要再検）のケースについては、おおむね生後1週間以内に確認検査を行うこと。
- (2) 分娩取扱機関において新生児聴覚検査を実施しない場合は、出生児が退院後可能な限り早期に検査を受診できるよう、検査機関との連携を図ること。
- (3) 精密検査は、遅くとも生後3か月頃までに実施することが望ましいこと。
- (4) 精密検査の結果、支援が必要と判断された児に対する療育は、遅くとも生後6か月頃までに開始されることが望ましいこと。
- (5) 未熟児など特別な配慮が必要な児への検査時期については、(1)から(4)までにかかわらず、医師により適切に判断されることが望ましいこと。

4 検査方法

聴神経難聴スペクトラム (Auditory neuropathy spectrum disorders (ANS D)) では、内耳機能は正常又は正常に近いため耳音響放射検査 (OAE) ではパス (反応あり) となるものの、聴神経機能は異常であるため自動聴性脳幹反応検査 (AABR) ではリファア（要再検）となる。このため、初回検査及び確認検査は自動聴性脳幹反応検査 (AABR) で実施することが望ましいこと。

5 その他

検査機関は、新生児聴覚検査の精度の維持向上を図ることが望ましいこと。

(新設) ※以下、旧通知の記載を再掲

(1) 検査機関

新生児聴覚検査を行う医療機関（以下「検査機関」という。）においては、次の事項に留意するよう理解を求めること。

ア 検査体制

- ① 検査機関においては、検査に必要となる検査機器が整備され、かつ、検査担当者配置されているなど、適切な検査体制が整えられていることが望ましいこと。
- ② 検査機関は検査の実施にあたり、保護者に対し、検査の目的、検査内容・方法についてわかりやすく説明し、誤解や過剰な不安感を与えないよう適切な助言・指導に努めること。
- ③ 検査機関は、検査の結果、異常又は異常の疑いがあると認められたケースについては、保護者に十分な説明を行うとともに、保護者等の同意を得て保健所、児童相談所等の関係機関や関係市区町村へ通知し、当該乳児やその保護者に対する指導・助言を行うなど、きめ細かい対応に努めること。
- ④ 精密検査において異常があると認められたケースについては、当該乳児に対し適切な療育を提供できる施設・機関等において、直ちに療育が開始できるように努めること。

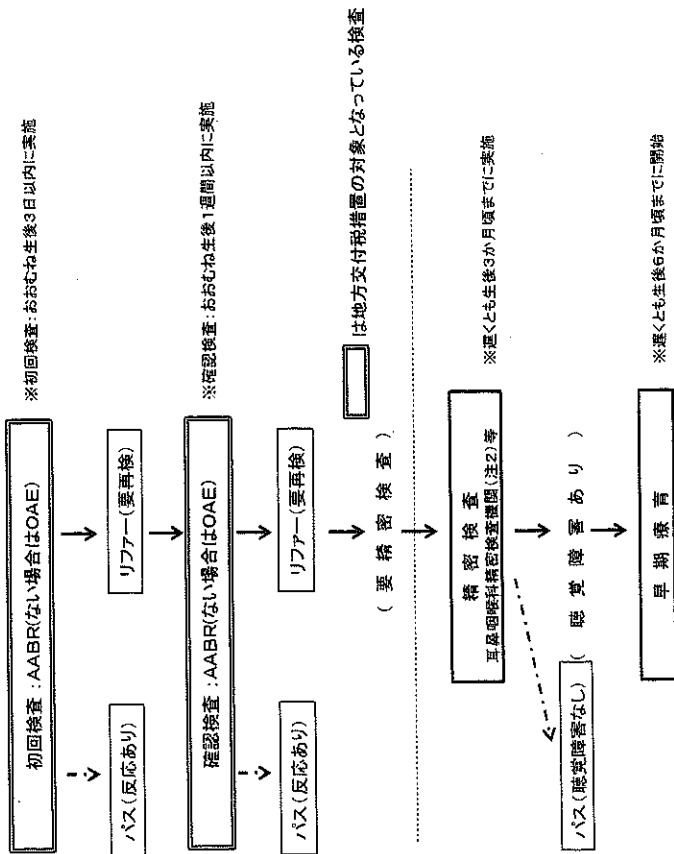
イ 検査時期等

- ① 産後おおむね3日以内に行われる初回の検査において、異常又は異常の疑いがあると認められた場合には、おおむね1週間以内に確認検査を行うこと。
- ② 初回の検査及び確認検査の検査方法が耳音響放射検査 (OAE) のみであり、かつ、検査の結果、異常又は異常の疑いがあると認められたケースについては、偽陽性率（正常者を異常と判断した率）を低くする等の観点から、精密検査を実施する前に、自動聴性脳幹反応検査 (AABR) 又は聴性脳幹反応検査 (AABR) による再検査を行うことが望ましいこと。
このため、検査機関においてこれらの検査方法を実施できない場合には、実施できる他の検査機関との協力、連携が確保されていることが望ましいこと。

【別添2】

新生児聴覚検査の流れ

(新設)



注1: 未熟児など特別な配慮が必要な児への検査時期については、上記にかかわらず、医師により適切に判断されることが望ましい。

注2: 日本耳鼻咽喉科学会が定める「新生児聴覚スクリーニング後の精密検査機関リスト」を参照すること。
<http://www.jbka.or.jp/citizens/nanchou.html>

< 用語解説 >

新生児聴覚検査

…新生児期において、先天性の聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査

AABR(自動聴性脳幹反応(Automated Auditory Brainstem Response))

…新生児聴覚スクリーニング用の聴性脳幹反応検査。自動判定機能をもち、判定基準は35dBに設定される

ABR(聴性脳幹反応(Auditory Brainstem Response))

…聴覚障害を聴かせて頭皮上から得られる聴性脳幹反応で、聴覚脳幹機能を評価する検査

OAE(耳音響放射(Otoacoustic Emissions))

…内耳から耳道へ放射される微弱な音響を高感度で得られる反応で、内耳有毛細胞機能を評価する検査